

被扶養者の認定・取消に伴う提出書類

1 被扶養者の認定に伴う提出書類

提出書類	区分	県の給与条例上の扶養親族として認定されている者 (普通認定)				県の給与条例上の扶養親族の認定申請中の者又は認定されていない者 (特別認定)	
		配偶者・子・父母・孫 祖父母、兄姉・弟妹		左記以外の三親等内の親族 (配偶者の父母・伯叔父母等)			
		18歳未満及び 60歳以上	18歳以上 60歳未満	18歳未満及び 60歳以上	18歳以上 60歳未満		
被扶養者申告書 (様式集 P2)	○	○	○	○	○	○	
認定すべき年月日がわかるもの ※①	○	○	○	○	○	○	
戸籍の謄本又は抄本 (組合員との続柄がわかるもの)		○	○	○	○		
関係者の収入がわかるもの ※②		○	○	○	○		
扶養事情申立書※③ (様式集 P7)			○	○	○		
住民票※④	○ (国外居住の場合)	○	○	○	○		
送金に関する申立書※⑤ (様式集 P6)		○ (別居の場合)	○ (別居の場合)				
雇用保険受給資格者証の写し (受給資格がある者のみ)	○	○	○	○	○		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記以外にも、事例により認定に必要な書類を提出していただくことがあります。 ・ 被扶養者申告書は、認定すべき事実が生じた日から 30 日以内に届出をしてください。 30 日を経過している場合、所属所長が当該申告書を受理した日から認定されます。 							

※①認定すべき年月日がわかるもの

事例	書類例
退職による収入の減少	退職辞令の写し、離職票の写し、資格喪失証明書など
雇用形態の変更による収入の減少	雇用契約書の写しなど
パート・アルバイト等の収入の減少	月々の給与明細書の写し、給与支払証明書など (支給額と支払日がわかるもの)
事業所得、農業所得等の減少	確定申告書及び経費の内訳がわかるものの写しなど
失業保険の受給終了による収入の減少	雇用保険受給資格者証の写し (受給終了日がわかるもの)

* 出生や組合員の資格取得による認定の場合は、認定すべき年月日がわかるものの添付は必要ありません。

※②関係者の収入がわかるもの

- ・関係者 … 配偶者を認定する場合は、当該配偶者、子を認定する場合は、組合員と配偶者、父母を認定する場合は、組合員世帯全員と父母世帯全員など
- ・書類例 … 所得証明書、給与支払見込証明書、年金証書、年金決定（改定）通知書の写し、個人年金額がわかるもの、確定申告書の写しなど

※③扶養事情申立書

- ・組合員が扶養しなければならない事情などを詳しく記入してください。
- ・学生については、在学証明書に代えることができます。
- ・認定すべき者が配偶者の場合は、原則、提出不要です。

※④住民票

国外居住者で、住民票を日本国内に有しておらず、日本国内に生活の基礎があると認められる者（国内居住要件の例外に該当）については、下記の書類を提出してください。

例外該当事由	添付書類
①外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
②外国に赴任する組合員に同行する者	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められる者	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	個別に判断

※⑤送金に関する申立書

- ・送金方法が金融機関への振込みの場合は、通帳の写しなどを添付してください。
- ・認定すべき者が配偶者、子の場合は、原則、提出不要です。

2 被扶養者の取消に伴う提出書類

提出書類	備考	
被扶養者申告書	左上の「取消」の区分に○を記入してください。	
被扶養者証（その他交付されているものを含む。）	交付されていた被扶養者証等は返納になります。	
取消すべき年月日がわかるもの	就職の場合	就職先の新保険証の写し、就職証明書（就職日以降に証明されたもの）など。（内定通知書等は不可）
	収入超過の場合	給与支払証明書（支給額と支払日がわかるもの）、年金決定（改定）通知書の写しなど。
	その他の場合	取消すべき年月日が確認できるもの。